

＜新型コロナウイルス感染症対策＞ 収入が減少した世帯へ国民健康保険税を減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった世帯に対し、三木市国民健康保険税の減免を行います。

1 内 容

世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合、減免の対象とする。

- (1) 「死亡」または「重篤な傷病」を負った場合は全額減免
- (2) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ次のアからウのすべてに該当する場合、全額から2割の減免とする。
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入と比べて3割以上減少する見込みであること。
 - イ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

【計算式】

保険税減免額＝減免の対象となる保険税額(A×(B/C))×減免割合(D)

A：対象期間内の保険税

B：主たる生計維持者の減少見込みの事業収入等に係る前年所得額

C：主たる生計維持者と世帯の国保加入者全員の前年の合計所得額

D：減免割合

主たる生計維持者の前年の合計所得	減額の割合(D)
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※事業等の廃止・失業の場合は、前年の所得にかかわらず減額の割合(D)は全額とする。

- (3) 減免期間は令和元年度分から令和2年度分で、令和2年2月から令和3年3月に納期限が設定されているもの

問い合わせ先 三木市総務部税務課市民税係
電話 0794-82-2000（内線 2318・2331）